

一般社団法人国際護身武道連盟 賛助会員規定

(会員)

第1条

一般社団法人国際護身武道連盟(以下「当法人」という)の会員は、当法人の目的に賛同し、護身術普及活動を支援する個人または法人・団体とする。なお、会員は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員ではなく、議決権を有しないものとする。

(入会)

第2条

会員として入会を希望する者は、所定の申込書を提出し、当法人の理事会の承認を得るものとする。

(会費)

第3条

会員は、別表に定める年会費を納入しなければならない。既納の会費は返還しないものとする。

(任意退会)

第4条

会員は、当法人に対し1か月前の予告をもって退会届を提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第5条

会員が次のいずれかに該当した場合、理事会の決議により除名することができる。

- (ア) 当法人の規則に違反したとき
- (イ) 当法人の名誉を傷つけ、またはその目的に反する行為をしたとき
- (ウ) その他除名すべき正当な理由があると認められたとき

(会員資格の喪失)

第6条

会員は、次の場合に会員資格を喪失する。

- (ア) 退会したとき
- (イ) 当法人の解散が決定したとき
- (ウ) 会費を所定の期限までに納入しなかったとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第7条

会員資格を喪失した場合、その時点で当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこの限りではない。

(反社会的勢力の排除)

第8条

当法人は、会員が反社会的勢力に該当すると判断した場合、会員資格を即時に取り消すことができる。

(特典)

第9条

会員は、以下の特典を受けることができる。

- (ア) 当法人オフィシャルホームページへの会員名の掲出
- (イ) 当法人が提供する護身術イベントや講座への優先参加
- (ウ) 定期的な活動報告の提供
- (エ) 法人会員の場合、従業員向け護身術講座の実施

(改廃)

第10条

本規定の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

別表

会員種別	入会金	年会費
個人会員	なし	1口 10,000円
法人会員	なし	1口 100,000円